

令和2年6月23日  
福祉部長決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針（平成30年7月25日決定）」を踏まえながら、この中期目標期間見込評価実施要領に基づき行うものとする。

### 1 評価方法

中期目標期間見込評価は、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後3月以内に法人から提出される中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「実績報告書」という。）等をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実績状況を確認及び分析し、別表1のとおり小項目評価及び大項目評価で構成される「項目別評価」並びに「全体評価」により行う。なお、小項目評価及び大項目評価の評価項目は、別表2で定める項目とする。

また、評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）から意見を聴取する。

### 2 法人による自己評価

#### (1) 項目別評価

##### ア 小項目評価

法人は、中期計画に掲げる「第2から第5」の事項の小項目ごとに、中期計画の実施状況や達成状況を正確に記載するとともに、最終事業年度における実績見込について、別表3による自己評価を行う。

また、中期計画の実施状況等については、法人として、中期計画に目標値がある場合はその達成度を、定性的な目標の場合は具体的な業務実績や成果を把握した上で記載する。中期計画にない特色ある取組については、特記事項として記載するとともに、中期計画を達成できないと見込まれる場合における理由その他今後の課題及び改善事項についても明らかにする。

##### イ 大項目評価

法人は、小項目評価の結果を考慮し、中期計画に掲げる「第2から第5」の大項目ごとに中期目標期間終了時に見込まれる達成状況について、別表4による評価を行う。評価の際に考慮した事項及び判断理由も記載する。

## (2) 全体評価

法人は、項目別評価の結果から別表2の評点の配分比率に応じて算出される全体の評価点を踏まえ、中期目標期間終了時に見込まれる達成状況について、別表5による評価により総合的な自己評価を行う。

## 3 評価委員会による評価

### (1) 項目別評価

#### ア 小項目評価

実績報告書及び法人への意見聴取に基づき、法人の業務実績、自己評価などを検証し、中期目標期間終了時に見込まれる小項目ごとの達成状況について確認及び分析し、別表3による評価を行う。

#### イ 大項目評価

小項目評価の結果から別表2の評点の配分比率に応じて大項目ごとの評価点を算出するとともに、特記事項の記載内容等を考慮し、中期計画に掲げる「第2から第5」の大項目ごとに中期目標期間終了時に見込まれる達成状況について、別表4による評価を行う。評価の際に考慮した事項及び判断理由も記載する。

## 4 市長による評価

### (1) 項目別評価

#### ア 小項目評価

実績報告書及び法人への意見聴取並びに評価委員会評価に基づき、法人の業務実績、自己評価などを検証し、中期目標期間終了時に見込まれる小項目ごとの達成状況について確認及び分析し、別表3による評価を行う。

#### イ 大項目評価

小項目評価の結果から別表2の評点の配分比率に応じて大項目ごとの評価点を算出するとともに、特記事項の記載内容及び評価委員会評価を考慮し、中期計画に掲げる「第2から第5」の大項目ごとに中期目標期間終了時に見込まれる達成状況について、別表4による評価を行う。評価の際に考慮した事項及び判断理由も記載する。

## (2) 全体評価

項目別評価の結果から別表2の評点の配分比率に応じて算出される全体の評価点を踏まえ、中期目標期間終了時に見込まれる全体的な達成状況について、別表5による評価及び記述式による評価を行う。

全体評価においては、中期目標期間終了時に見込まれる達成状況について総合的な視点から評価するとともに、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や工夫、財務内容の改善その他の中期計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取組について積極的に評価することとする。

また、評価には法人への提言及び業務改善等の指摘などを付す。

#### 5 評価委員会及び市長による評価にかかる留意事項

- (1) 業務実績に目標値がある場合はその達成状況を、定性的な目標の場合は具体的な業務実績や成果を把握した上で、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかなど、単に数値だけで判断するのではなくその質についても考慮し、適正に評価する。
- (2) 業務実績に影響を及ぼした要因についても考慮し、計画と実績の乖離について、その妥当性等の検証を行う。
- (3) 評価委員会の評価が法人の自己評価と判断が異なる場合並びに市長の評価が法人の自己評価及び評価委員会の評価と判断が異なる場合は、その判断理由等を示すほか、必要に応じ特筆すべき事項を記載する。

#### 6 その他

- (1) 実績報告書の様式は、様式1のとおりとする。
- (2) 本実施要領については、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

別表1 中期目標期間見込評価における評価項目

区分	評価項目
項目別評価	
小項目評価	中期計画に対する小項目及び小項目に記載されている取組事項ごとの達成見込
大項目評価	中期目標及び中期計画に対する次の4項目ごとの達成見込 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 3 財務内容の改善に関する事項 4 その他業務運営に関する重要事項
全体評価	中期目標の全体的な達成見込

備考

- 1 中期目標期間見込評価は、小項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を順次導くことを基本とする。
- 2 小項目評価は、原則、中期計画の小項目に記載されている事項を評価項目とするが、小項目がないものは中項目を評価項目とする。
- 3 中期計画に掲げる第6から第11に係る項目（予算等、短期借入金、財産処分、剰余金、料金、規則で定める業務運営に関する事項）に対する実績については、業務運営の改善及び効率化に関する事項及び財務内容の改善に関する事項について評価する際の参考資料とし、項目別評価における評価項目とはしない。

別表2 評点の配分比率

中期計画に定める項目			配分比率 (%)		
大項目	中項目	小項目 (小項目評価の評価項目)	小	中	大
			a	b	c
1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 市民病院として果たすべき役割の発揮	(1) 救急医療への対応	3	1 2	4 8
		(2) 災害時等の医療協力	3		
		(3) 予防医療の提供	3		
		(4) 地域の医療機関との連携強化	3		
	2 高度・専門医療の提供及び医療水準の向上	(1) 高度・専門医療への取組	3	1 2	
		(2) 総合診療体制とチーム医療の充実	3		
		(3) 専門性及び医療技術の向上	3		
		(4) 臨床研究及び治験の推進	3		
	3 安全で信頼される医療の提供	(1) 医療安全対策の徹底	3	1 2	
		(2) 患者とともに進める医療の推進	3		
		(3) 患者ニーズに対応したサービスの充実	3		
		(4) わかりやすい情報提供の推進	3		
	4 優れた医療従事者の確保及び育成	(1) 優れた医療従事者の確保	4	1 2	
		(2) 臨床研修病院としての機能の発揮	4		
		(3) 人材育成・教育体制の充実	4		
	2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 自律性、機動性及び透明性の発揮	(1) 柔軟で即応性のある組織運営	3	
(2) 経営管理能力の向上			3		
(3) 効率的な業務体制の推進			3		
(4) 業務管理(リスク管理)の充実			3		
2 やりがいを持てる病院づくり		(1) 職員の満足度の向上	4	1 2	
		(2) 人事制度の効果的な活用	4		
		(3) 働きやすい職場環境の整備	4		
3 財務内容の改善に関する事項	1 経営機能の強化		1 2	1 2	2 0
	2 収益の確保及び費用の節減	(1) 収益の確保	4	8	
		(2) 費用の節減	4		
4 その他業務運営に関する重要事項	1 新病院整備計画への着実な対応		3	3	8
	2 地域社会への貢献	(1) 実習施設としての役割	1	3	
		(2) まちづくりへの参画	1		
		(3) 地域住民との交流	1		
	3 加古川市の施策への協力	(1) 地元農産物等の活用の推進	1	2	
(2) 環境にやさしい病院運営		1			
4項目	11項目	31項目	100%		

## 備考

- 大項目評価の評価点(X)の算出方法  
 ・ ・ ・ (小項目評価の評点×a)の大項目内の合計÷c
- 全体評価の評価点(Y)の算出方法  
 ・ ・ ・ (小項目評価の評点×a)の全小項目の合計÷100

別表3 小項目評価における評価の基準

項目	評価 (評点)	コメント	評価の基準	
			数値目標	定性的な取組目標
小項目	5 (5)	中期計画を大幅に上回って達成している	達成度が 120%以上であるとき	所期の目的を明らかに上回る優れた成果等を得たとき (特に認める場合)
	4 (4)	中期計画を上回って達成している	達成度が 100%以上120%未満であるとき	所期の目的を上回る成果等を得たとき (取組事項の全てが「○」)
	3 (3)	中期計画を概ね達成している	達成度が 90%以上100%未満であるとき	所期の成果等を概ね得たとき (取組事項が概ね「○」)
	2 (2)	中期計画を下回っている	達成度が 70%以上90%未満であるとき	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき (取組事項の「△」「×」が60%以上)
	1 (1)	中期計画を大幅に下回っている	達成度が 70%未満であるとき	取組が行われていないとき、又は重大な改善すべき事項があるとき (特に認める場合)
小項目内の取組事項	○	達成	達成度が 100%以上と見込まれるとき	取組の結果、所期の成果等を得たとき
	△	やや不十分	達成度が 70%以上100%未満と見込まれるとき	取組の結果、十分に所期の成果等を得られなかったとき
	×	不十分	達成度が 70%未満と見込まれるとき	取組が行われていないとき、又は所期の成果から著しく乖離しているとき

## 備考

- 1 小項目内に複数の取組事項（数値目標を含む）がある場合、取組事項ごとに評価の基準を照らし合わせた上で、小項目評価は総合的に判断する。
- 2 評価に当たっては、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

別表4 大項目評価における評価の基準

評価	コメント	評価の基準
S	中期目標・中期計画を大幅に上回る見込みで、特に評価すべき状況にある。	$4.5 \leq X$
A	中期目標・中期計画を十分達成する見込みである。	$3.5 \leq X < 4.5$
B	中期目標・中期計画を概ね達成する見込みである。	$2.5 \leq X < 3.5$
C	中期目標・中期計画をやや未達成になる見込みである。	$1.5 \leq X < 2.5$
D	中期目標・中期計画を大幅に下回る見込み、または重大な改善すべき事項がある。	$X < 1.5$

## 備考

- 1 Xは、当該大項目内の各小項目評価の評点に別表2の配分比率を加味して導いた評価点。
- 2 評価に当たっては、当該大項目内の各小項目評価の評点から大項目全体を機械的に判断するだけでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情も考慮して行う。

別表5 全体評価における評価の基準

評価	コメント	評価の基準
S	中期目標・中期計画を大幅に上回っており、特に評価すべき状況にある。	$4.5 \leq Y$
A	中期目標・中期計画を十分達成している。	$3.5 \leq Y < 4.5$
B	中期目標・中期計画を概ね達成している。	$2.5 \leq Y < 3.5$
C	中期目標・中期計画をやや未達成である。	$1.5 \leq Y < 2.5$
D	中期目標・中期計画を大幅に下回っている、または重大な改善すべき事項がある。	$Y < 1.5$

## 備考

- 1 Yは、全ての小項目評価の評点に別表2の配分比率を加味して導いた評価点。
- 2 評価に当たっては、大項目評価の評点から機械的に判断するだけでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情も考慮して行う。

様式1〔省略〕